

市第48号議案

スポーツ施設の指定管理者の指定

次のようにスポーツ施設の指定管理者を指定する。

平成22年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜国際プール	中区尾上町 6 丁目81番地	市体協・コナミスポーツ&ライフ・トーリツグループ 代表者 財団法人横浜市体育協会 会長 山 口 宏	平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで
横浜文化体育館	同	財団法人横浜市体育協会 会長 山 口 宏	同

提 案 理 由

横浜国際プール及び横浜文化体育館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

市体協・コナミスポーツ&ライフ・トーリツグループの
構成員

- 1 中区尾上町 6 丁目 81 番地
財団法人横浜市体育協会
会長 山 口 宏
- 2 東京都品川区東品川 4 丁目 10 番 1 号
株式会社コナミスポーツ&ライフ
代表取締役 田 中 富美明
社 長
- 3 東京都・飾区東立石 2 丁目 14 番 12 号
株式会社トーリツビルメンテナンス
代表取締役 高 垣 利 明
社 長

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）